

## 日本企業への具体的な影響は！？

# 米国輸出入規制と外国投資規制の実務

## ～米中貿易摩擦を背景に～

米国の輸出入規制や外国投資規制に対して日本企業はどのように向き合うべきなのか。米国の専門家と行ってきたアドバイス経験に基づき米国の輸出入規制の概要と対応について解説します。

### ●開催要領●

●日 時●2019年 8月29日(木) 13:30～17:00

●会 場●企業研究会セミナールーム(東京・麹町)

### 講師紹介

スキャデン・アープス法律事務所 弁護士 西 理広 氏



### 【講師略歴】

弁護士・ニューヨーク州弁護士。第二東京弁護士会所属(2005年登録)。スタンフォード・ロースクール卒業(LL.M. コーポレート・ガバナンス実務専攻)。慶應義塾大学法学部講師。日本の大手法律事務所での勤務を経て、2008年からスキャデン・アープスの東京及びパロアルト(シリコンバレー)で執務。国際的なM&Aや国際取引に関する企業法務を専門とする。

### ●ご参加頂きたい方●

法務部門や国際関係部門等にご所属され、このテーマにご関心のある方

### ■受講料:1名(税込み、資料代 含む)

正会員	32,400円(本体価格 30,000円)
一般	35,640円(本体価格 33,000円)

### ■参加要領

当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。後日、(開催日1週間前～10日前までに)受講票・請求書をお送りします。

- \*正会員登録の有無など、よくあるご質問(FAQ)は、当会ホームページでご確認いただけます。((セミナー・会員研究会)→[よくあるご質問])
- \*お申込後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願い致します。
- \*最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきますので、予めご了承ください。
- \*申込書をご送信頂く際はくれぐれもFAX番号をお間違えないようご注意ください。

### ■お申込・お問合せ先

一般社団法人企業研究会 セミナー事務局  
〒102-0083 千代田区麹町5-7-2 麹町MFPR 麹町ビル2F  
TEL 090-6797-1511(鈴木)・03-5215-3511(代表)  
E-mail a-suzuki@bri.or.jp/FAX 03-5215-0951

当会ホームページよりお申込みいただくのが便利です。

企業研究会 セミナー Q 検索

※書面にてお申込みの場合には下記申込書をご記入の上、FAXにてお送りください。

191593-0309		米国輸出入規制と外国投資規制の最新動向	
ふりがな 会社名			
住 所	〒		
TEL		FAX	
ふりがな ご氏名		所 属 役 職	
E-mail			
ふりがな ご氏名		所 属 役 職	
E-mail			

8月29日  
(木)

13:30

途中  
休憩タイム  
あり

17:00

## 【開催にあたって】

トランプ大統領は2019年5月15日に大統領令に署名し、米国の管轄権が及ぶ者が米国の安全保障にリスクがある外国企業の情報通信機器等の調達を禁止しました。また、米国商務省は2019年5月16日に中国の通信機器大手、華為技術（ファーウェイ）をエンティティ・リストに追加して輸出規制の対象としました。これらの輸出入規制は日本企業にも一定の条件のもとに適用されます。講師は、米国政府内部で安全保障や輸出入規制の業務に従事した経験のある同僚と共に日本企業に対するアドバイスをを行っており、その経験に基づいて米国輸出入、外国投資規制の概要と対策について実務的な視点から解説します。

### 1. 国防権限法 (Section 889)

- (1) 政府による電気通信機器等の調達や使用企業との契約禁止
- (2) 対象企業と対象国
- (3) 効力発生日

### 2. 情報通信技術・サービスに関する大統領令

- (1) 大統領令の位置づけと概要
- (2) 「米国の管轄権の及ぶ者」の範囲
- (3) 情報通信技術・サービスの定義と規制対象製品
- (4) 遡及効や違反の効果
- (5) 今後の見通し

### 3. ファーウェイ等のエンティティ・リストへの追加

- (1) UVL と Entity List
- (2) EAR に基づく規制対象となる製品の範囲
- (3) 「米国由来」と軽微基準の具体的な計算方法
- (4) 当局への照会をするべきか
- (5) 福建省晋華集成电路やファーウェイの EL 追加の意味合い
- (6) 各企業の対応状況
- (7) 先例から考える米国当局の狙いと Made in China 2025

### 4. CFIUS

- (1) CFIUS の位置づけ・機能・構成
- (2) FIRRMA と Pilot Program
- (3) CFIUS 審査の対象取引
- (4) 審査手続のタイムラインと内容
- (5) M&A 契約交渉上の留意点

### 5. 質疑応答